

単位認定、進級・卒業認定要領

1 全 般

各授業科目の単位の認定は、当該授業科目の成績評価として得点率60%以上の場合に行う。進級・卒業の認定は全授業科目(必須科目)の単位の取得等、認定要件を満たした場合に行う。

2 細部認定要領

履修規程及び進級、卒業認定規程による。

(1) 履修規程抜粋(第25条)

(授業科目の評価要領)

第25条 成績は満点の60%以上をもって合格とし、当該科目定期試験、平常評価(平常試験、出席状況、受講態度等)を勘案して総合的な評価の上、単位を与える。

(2) 進級、卒業認定規程抜粋(第5条)

(認定条件)

第5条 進級又は卒業認定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 進級及び卒業に必要な単位を取得している。
- (2) 医療人としての資質を有している。(3年生 国家試験に合格できる知識を保有している。)
- (3) 卒業試験に合格している。(3年生)
- (4) 学費が納められている。